

保育の量の見込みと提供体制の確保について

1. 保育の量の見込みについて

市内における、今後保育が不足する見込みについては、入所待ち児童数の状況や子ども・子育て支援事業計画の策定時点で見込んでいなかった大規模宅地開発等の影響を踏まえて、各ブロック別に次のとおりとなっています。

(1) 第1ブロック（北部地域）

保育提供量の不足予測	187人
内訳 今年度入所待ち児童予測（10月1日付） 大規模開発等の影響	187人 該当なし
平成29年4月までの新たな保育提供予定量	0人
内訳 保育所等の新規開設予定	該当なし
差引	187人

⇒ 【190名程度の施設整備が必要な状況】

(2) 第2ブロック（中部地域）

保育提供量の不足予測	93人
内訳 今年度入所待ち児童予測（10月1日付） 大規模開発等の影響	93人 該当なし
平成29年4月までの新たな保育提供予定量	40人
内訳 保育所等の新規開設予定 橋北こども園（橋北保・幼の統合）の開設による定員増	該当なし 40人
差引	53人

⇒ 【60名程度の施設整備が必要な状況】

(3) 第3ブロック（南部地域）

保育提供量の不足予測	229人
内訳 今年度入所待ち児童予測（10月1日付）	142人
大規模開発等の影響（別添：参考資料）	87人
平成29年4月までの新たな保育提供予定量	90人
内訳 保育所等の新規開設予定 （第3ひよこ保育園H29.4開園予定）	90人
差引	139人

⇒ 【140名程度の施設整備が必要な状況】

2. 提供体制の確保に向けた方針

四日市市としては、下記の方針に基づき提供体制を確保していきます。

- ・平成26年度以降、新制度への移行に伴い、公立・私立の既存保育園においては、約200名の保育提供量の拡大を実施していることから、今後は既存保育園における保育提供量の大幅な拡大は困難である。
- ・必要とされる提供体制（施設整備規模）は、3ブロック合わせて390名程度となっており、現認可保育所の規模で4か所相当（平均約100名）の規模が必要であることから、認可保育所の新設による整備が適当である。
- ・補完的に、平成27年度から始まった地域型保育事業所（小規模保育所・事業所内保育所）の開設も行っていく。

「四日市市子ども・子育て支援事業計画」については、計画期間（H27～H31）の中間年となる平成29年度において見直しを予定しています。